愛知県三河地方の保育所・幼稚園等における 在日ブラジル人の実態に関する研究

白 垣 潤 潤 梅 下 弘 樹

研究紀要第 54 号 抜粋 岡崎女子 大学 岡崎女子短期大学 令和 3 年 3 月 15 日発行

【研究ノート】

愛知県三河地方の保育所・幼稚園等における在日ブラジル人の実態に関する 研究

白垣 潤* 梅下 弘樹**

要旨

愛知県三河地方は以前から日系ブラジル人が多く在籍している地域である。家族をともなうデカセギでは、乳幼児を連れ来日する場合だけでなく、日本で結婚し子どもが生まれるケースも珍しくなく、乳幼児をもつ家族も多い。今回、愛知県三河地方の18市町村の担当課を対象に、保育所・幼稚園等に在籍する在日ブラジル人児童数を調査したところ、日本人も含めた全児童総数は60,389人で、そのうち外国人児童総数は2,291人、ブラジル人児童は1,205人であった(三河地方の全児童総数の2.00%、外国人児童総数の52.60%)。外国人の子どもの教育問題を解決するためには、就学前のサポートも重要で、国を挙げての対応が考察された。

キーワード: 日系ブラジル人、就学前のサポート、日本語指導

I. はじめに

1990年の改正入管法施行に伴い、在日ブラジル人 が増加し、2016年末時点でブラジル人は約18万人 在留している。外国人(この場合在日ブラジル人を 意味する) のほとんどは自動車関連産業に従事する 工場労働者である(土屋、2005)1)。彼らの生活の大 きな柱が、子どもの教育問題である (小内、2009)²⁾。 親に連れられて来日したものの、近所の日本学校に 通っても言葉が不自由なために授業が理解できず友 達も作れない、あげくのはては学校をドロップアウ トし、不登校になり非行に走る子どもも少なくない (月刊『イオ』編集部、2006) 3。在日ブラジル人の 教育を扱った研究は、1990年代半ばより数多くの研 究が積み重ねられてきたが、「外国人児童の受け入れ 体制」や「その受け入れから浮かび上がった学校文 化の特質」、「外国人児童の適応プロセス」などに整 理される(小内、2003) %。筆者らは教育現場からの 要請によって発達障害児あるいは発達障害が疑われ る教育現場で軽微な問題を呈する児童のアセスメン トを行なっているが、愛知県三河地方の特性として 教員が対応に苦慮しているケースが在日ブラジル人 であることも少なくない(在日ブラジル人18万人の うち愛知県在住が5万1千人)。そこで、本研究では 将来その方策を導出するための基礎として、愛知県 三河地方に在籍する在日ブラジル人児童の実態を明 らかにする。

Ⅱ、対象と方法

対象は愛知県三河地方の18市町村の保育所・幼稚園・こども園・幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所の担当課(「子ども課」等市町村によっては名称が異なる)であった。方法は、①依頼書、②研究の概要説明書、③行政文書開示請求書、④回答用紙、⑤返信用封筒を郵送し、留置法により実施した。

研究倫理については、岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究倫理委員長に 2019 年 4 月 25 日付(受付番号 0006)にて申請し、通知番号 11 で承認され、さらに回答用紙等資料は 2019 年 10 月 23 日付で審査承認された。

研究期間は 2019 年 11 月から 2020 年 1 月までであった。

^{*}岡崎女子大学 **岡崎女子短期大学

Ⅲ. 結果と考察

1. 愛知県三河地方の保育所・幼稚園等における市 町村別の外国人児童の在籍者及び割合について

愛知県三河地方の保育所・幼稚園等における市町村別の外国人児童の在籍者数及び割合について結果を表1に示す。個人情報保護のため市町村名は非開示とし、乱数を使用して A~R のコード化を行なった。また、個人情報保護のためそれぞれの市町村の実数も明示せずにパーセントで示した(以下表2・3も同様)。回収率は100%(18/18)であった。ただし、国籍別の回答についての有効回答率は94.44%(17/18)で、1市町村からは個人情報を理由に回答の辞退があった。

愛知県三河地方の18市町村が管轄する保育所・幼稚園・こども園・幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所に在籍する日本人も含めた全児童総数は60,389人で、うち外国人児童総数は2,291人であった。全児童総数の3.79%が外国人であった。

全児童総数のうち外国人の割合が多い市町村は O の 9.22%、H の 6.97%、N の 6.60%、J の 5.57%であった。逆に少ないのは A・C・R の 0%であった。

国籍別では、ブラジル人が1,205人(三河地方の全児童総数の2.30%、外国人の52.60%、以下同)、フィリピン人が245人(0.47%、10.69%)、中国人が241人(0.46%、10.52%)、ベトナム人が162人(0.31%、7.07%)、ペルー人が137人(0.26%、5.98%)、以下ネパール人45人、インドネシア人38人と続いた。圧倒的にブラジル人児童数が多かった。

愛知県三河地方は以前から日系ブラジル人を中心に 外国人が多く在籍している地域である。小内(2009)5 は、家族をともなうデカセギでは、乳幼児を連れ来日 する場合だけでなく、日本で結婚し子どもが生まれる ケースも珍しくなく、乳幼児をもつ家族も多いと指摘 している。リーマンショック以前は市町村によっては 人口の1割が外国人であったが、今回の調査から減少 していることがうかがえる。法務省入国管理局によれ ば令和元年末における外国人登録者は293万3.137人 で、前年末に比べ20万2,044人(7.4%)増加となり 過去最高となっている。小内(2009) 5によると、平 成20年における外国人登録者は、221万7.426人で前 年に比べ6万4.453人増加しているとあるが、ここ10 年で 32%も増加していることがわかる。そのうちブ ラジル出身の登録者は令和元年末に21万1,677人(前 年比 4.9%増)で、平成 20年では 31万 2.582人となっ ていて、10年で32%減少している。ただし、日本政 府は、外国人労働者受け入れ拡大を目指すために出入 国管理法を改正しており、今後、在留外国人数は飛躍 的に増加することが見込まれている。日系移民三世ま でが対象で、家族帯同可、ビザ更新は3年ごと、更新 し続ければ日本滞在は無期限、労働の範囲も無制限と いう条件で日本に定住していくことができる(中川、 2017)。法務省が発表した「第5次出入国管理基本計 画」(平成27年9月15日)では、「我が国経済社会に 活力をもたらす外国人を積極的に受け入れていく」と 書かれている(田尻、2017)%。

表 1 愛知県三河地方の保育所・幼稚園等における市町村別の全児童に対する国籍別外国人児童の割合

| | 市町村 | ブラジル | フィリピン | 中国 | ベトナム | ペルー | ネパール | インドネシア | 韓国 | パラグアイ | バングラデシュ | その他 | 外国人児童の割合 在籍児童総数 |
|----|--------------|--------|-------|--------|-------|-------|-------|--------|------|-------|---------|-------|-----------------|
| 1 | Á | | | | | | • | | • | | | | 0. 00 |
| 2 | В | 0. 71 | 0. 53 | 0.53 | 0.40 | 0.02 | 0.09 | 0. 07 | 0.07 | | | 0.36 | 2. 78 |
| 3 | C | | | | | | | | | | | | 0. 00 |
| 4 | D | 1. 91 | 0. 13 | 0. 22 | 0.09 | 0.30 | 0. 11 | 0.06 | 0.06 | 0. 02 | 0. 04 | | 2. 93 |
| 5 | E | 1.49 | 0.08 | 0.08 | | | 0.08 | | | | | | 1. 74 |
| 6 | F | 0.19 | 0. 29 | 0.63 | | | | | | | | | 1. 12 |
| 7 | G | 0. 56 | 0.40 | 0.16 | 0.08 | 0.08 | 0. 16 | | | | | 0.00 | 1. 45 |
| 8 | Н | 4. 03 | 0. 78 | 0.48 | 1. 26 | 0.06 | 0. 18 | 0.06 | | | | 0.12 | 6. 97 |
| 9 | I | 2. 34 | 0. 18 | 0.31 | 0.03 | 0. 22 | 0.03 | 0.03 | 0.04 | 0.02 | | 0.12 | 3. 32 |
| 10 | J | 3.49 | 0.47 | 0.13 | 0.43 | 0.35 | 0.09 | | 0.04 | 0.09 | | 0.47 | 5. 57 |
| 11 | K | 1. 95 | 0.48 | 0.50 | | 0.13 | | | | | | 0.94 | 4. 00 |
| 12 | L | 1. 91 | 0.33 | 0.45 | 0. 21 | 0.31 | 0. 15 | 0.07 | 0.08 | 0. 01 | | 0.31 | 3. 81 |
| 13 | M | 1.51 | 0. 22 | 0.55 | | 0.04 | | | 0.03 | | | 0.66 | 3. 00 |
| 14 | N | 2. 76 | 0.86 | 0.31 | 1.61 | 0.36 | | 0.47 | | | | 0. 22 | 6. 60 |
| 15 | 0 | 6. 21 | 1.00 | 0.38 | 0.82 | 0. 25 | 0. 31 | | | 0. 13 | | 0.13 | 9. 22 |
| 16 | P | 0.94 | 1. 76 | 0.39 | 0. 28 | 1. 27 | | 0. 11 | | | | | 4. 73 |
| 17 | Q | | | | | | | | | | | 5. 26 | 5. 26 |
| 18 | R | | | | | | | | | | | | 0.00 |
| | 総数 | 1, 205 | 245 | 241 | 162 | 137 | 45 | 38 | 23 | 8 | 4 | 185 | 2, 291 60, 389 |
| | 外国人児童に対する割合 | 52. 60 | 10.69 | 10. 52 | 7. 07 | 5. 98 | 1.96 | 1.66 | 1.00 | 0.35 | 0.17 | 8.08 | |
| | 在籍児童総数に対する割合 | 2.30 | 0.47 | 0.46 | 0. 31 | 0. 26 | 0.09 | 0.07 | 0.04 | 0.02 | 0.01 | 0.35 | 3. 79 |

ブラジル人の成人に至らない年齢の子どもは多く、 中でも 0 歳~4 歳までの乳幼児は 20 歳未満の年齢別 分類の中で5歳~9歳についで多い比率となっている (小内、2009) 5。それらの乳幼児を預ける保育施設 として考えられるのは、日本の認可保育所、認可外保 育所、幼稚園、こども園、幼保連携型認定こども園、 小規模保育事業所、外国人専用の託児所などがある。 中でもブラジル人児童が、日本の認可保育所と外国人 専用の託児所 (ブラジル人託児所) に入所している比 率は高いといわれている(小内、2009) 5。保護者が 認可保育所を選択する場合には、保育料の安さに加え、 わが子が日本の文化や言葉を身につけることを求め ており、実際に半年もすれば日本語が使えるという ように、日本文化を習得していくが、その先には卒 園後の進路は日本の小学校に就学させたいという希 望がある(小内、2009) 7。このように日本の認可保 育所に入園できれば費用面では負担が軽くなり、日 本の文化や言葉を身につけることができるが、必要 書類、言語等の手続きの関係で、認可保育所に子ど もを通わせることはブラジル人保護者にとって決し て簡単なことではなく、むしろ困難をともなう面も ある (小内、2009) 8。 さらに、言語、文化等の問題 で現場では多くの問題が指摘されている。他方、ブ ラジル人託児所は、フレキシブルな託児内容と、言 語をはじめとする多くのブラジル文化にもとづいた 保育が、ブラジル人スタッフによって行われている 安心感があるが、保育料の高額なことや、日本語や 日本文化を身につける面では不満をもっていること も指摘されている (小内、2009) ⁷。 どちらを選択す るかということは、その後の子どもの言語や文化の 獲得に違いがあり、結果として就学後の学校生活に 影響を及ぼす (小内、2009) %。

平成28年6月28日に文部科学省のホームページに「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について(報告)」が掲載された。外国人児童生徒等教育の指導体制の整備充実、教員・支援員等の養成・確保、指導内容の改善・充実、外国人の子ども等の就学・進学・就職の促進が提言されている。ただし、田尻(2017)¹⁰は、日本語指導に主眼が置かれていないことから、どの程度日本語能力の向上が図られるかという点には危惧を抱いている。

「報告」の中に「国においては『日本語指導』の用語 に留まらず、外国人児童生徒等の教育にかかる施策 全体について『外国人児童生徒等教育「義務教育の 段階における普通教育に相当する教育の機会の確保 等に関する法律案」(義務教育機会確保法)』(平成28年12月14日公布)には、初めて法律上外国人児童生徒等が義務教育を受ける機会が確保されたこととなっている。つまり、日本の小中学校は、国籍や在留資格の有無にかかわらず、外国人の子どもに対しても就学の機会を与えている。外国人登録をしている場合は、地域の教育委員会から、学齢期の子どもを持つ親には就学案内を発送し、外国人登録がない場合は、親から個別に要請があれば就学を認めている。だが、日本人にとっては権利であると同時に親の義務でもある教育も、外国人の親にとって、義務ではない。

一方、外国人児童の実態として不就学や無国籍状態の子どもも多く(小島、2016)¹¹⁾、特に外国人(いわゆるニューカマー)の多く住む地域を中心に学力の低さも問題になっている(ななころびやおき、2005)¹²⁾。小島(2016)¹³は、入管法改正から約25年が経過するものの、日本の公教育において、未だ外国人は就学義務の対象とされていないと指摘している(白垣注:引用論文の2016年時点)。自治体は日本国籍の子どもの保護者に対して就学通知書を出すことは法的義務であるが、外国籍の子どもの保護者に対しては、通知を出す義務はない(小島、2016)¹⁴⁾。外国人児童は、「恩恵」として通学を容認されているものであって、特別な施策は必要ないという考え方の現れだと小島(2916)は考察している。

また、保育所・幼稚園への通園経験については、 就学が確認できた子どものうち、約6割が日本の幼 保育園へ通っていた子どもで、約4割が外国人学校 の幼児クラスや外国人向け託児所に通っていた子ど もであった(小島、2016)¹⁵⁾。小島(2016)¹⁴⁾は、学 齢時になっても日本の小学校や外国人学校へ進学せ ずに託児所に通い続けるものもいる一方で、就学前 に未就園であった外国人の子どものなかには、日本 の学校に入学したものの、言語や文化のちがいで困 難を抱えて、小学1年生で早くも不就学傾向にある 子どもの存在も明らかにしている。小島(2016)16は ブラジル学校やブラジル人向けの託児所を利用する 理由として、1) 保護者の不安定な就労形態に対応し ていること(ブラジル学校や託児所の場合、保護者 の就労時間に応じた放課後学習の開講、スクールバ ス等による送迎を行っている)、2) 子どもの将来の ために継続して学習できる環境の確保、3) 家庭内の 言語の壁、4) 文化や言語の違いからの日本の学校に 対する保護者の不安、5) 子どもの学習や友人関係な どを理由に、日本の学校から転校した子どもの居場 所の5点を挙げている。

外国人の子どもの教育問題を解決するためには、就 学前の外国人幼児の現状と合わせて考えていくことも 重要である (小島、2016) 17としている。小島 (2016) 18)は就学前に必要なサポートとして1)学校選択にかか わることで、保護者の雇用や就労状況が安定していな いことで将来設計ができないため、学校選択について 悩む保護者の声が多いこと、2) 子どもとかかわれない 寂しさや不安、3) 文化や言語の違いからの日本の学校 に対する保護者の疑問、4) 進学にかかわること、5) 母 語や本名使用の5点を挙げている。就学前の子どもの 保護者を対象にしたサポートとしては、1) 保護者の使 用言語(母語)と日本語力、2)保護者の日本の学校で の就学歴の有無、3) 当該児童が一緒に暮らす家族構成、 4) 保護者への連絡方法 (緊急時の連絡先、連絡しやす い時間やその方法等)、5) 子どもの教育に関する保護 者の希望、などの把握は、その後の保護者との関係づ くりに貢献するため、早くから取り組みたいことであ ると指摘している (小島、2016) 19。今後、国や自治体 の施策として取り組むと同時に、保育者養成において も上記の情報を共有して問題点を念頭に置いた対応の できる保育者の養成が望まれる。

2. 愛知県三河地方の保育所・幼稚園等における国 籍別外国人児童の割合とブラジル人児童の割合に ついて

愛知県三河地方の保育所・幼稚園等(認可保育所、 認可外保育所、幼稚園、こども園、幼保連携型認定こ ども園、小規模保育事業所、外国人専用の託児所)に おける国籍別外国人児童数に対する自治体ごとの外 国人児童数の割合を表2に示す。日本人も含めた全児 童総数に占めるブラジル人児童の在籍者率は多い順 にL(20.75%)、I(18.51%)、M(9.29%)と続いた。

愛知県三河地方の保育所・幼稚園等における市町村別の外国人児童総数に対する国籍別外国人児童の割合を表 3 に示す。E のように外国人児童のうち85.71%がブラジル人であるという市町村もあれば、ブラジル人児童が全くいない市町村が4市町村認められた。

ブラジル人の在留には地域差が認められた。これは、ブラジル人・ペルー人の特性として家族・親族単位で呼び寄せて集住する傾向があり、また、受け入れ可能な公営住宅が多い地域、ブラジル人・ペルー人が不動産経営を行い集合住宅1棟を買い上げて賃貸している物件がある地域、工場や派遣会社の借り上げ社宅がある地域等が影響していると思われる。

| | | | | | 12071 V7 IA F. | | 四寸1~0317 | の日本日から | | 02 ([1 [4 [7]]) | 102 11 11 | | |
|----|-----|--------|--------|--------|----------------|--------|----------|--------|--------|-----------------|-----------|--------|--------|
| | 市町村 | ブラジル | フィリピン | 中国 | ベトナム | ペルー | ネパール | インドネシア | 韓国 | パラグアイ | バングラデシュ | その他 | 総計 |
| 1 | Α | | | | | | | | | | | | 0.00 |
| 2 | В | 2. 66 | 9.80 | 9. 96 | 11. 11 | 0. 73 | 8. 89 | 7. 89 | 13.04 | | | 8. 65 | 5. 45 |
| 3 | С | | | | | | | | | | | | 0.00 |
| 4 | D | 8. 55 | 2.86 | 4. 98 | 3. 09 | 11.68 | 13, 33 | 7. 89 | 13.04 | 12. 50 | 100.00 | | 6.89 |
| 5 | Ε | 1.49 | 0.41 | 0. 41 | | | 2, 22 | | | | | | 0. 92 |
| 6 | F | 0.33 | 2. 45 | 5. 39 | | | | | | | | | 1.09 |
| 7 | G | 0. 58 | 2. 04 | 0. 83 | 0.62 | 0.73 | 4. 44 | | | | | 0.00 | 0. 78 |
| 8 | Н | 5. 56 | 5. 31 | 3. 32 | 12.96 | 0.73 | 6. 67 | 2. 63 | | | | 1.08 | 5.06 |
| 9 | I | 18. 51 | 6. 94 | 12. 45 | 1. 85 | 15. 33 | 6. 67 | 7. 89 | 17. 39 | 25.00 | | 5. 95 | 13.82 |
| 10 | Ĵ | 6. 72 | 4. 49 | 1. 24 | 6. 17 | 5. 84 | 4. 44 | | 4. 35 | 25. 00 | | 5. 95 | 5. 63 |
| 11 | K | 7. 72 | 9. 39 | 9. 96 | | 4. 38 | | | | | | 24. 32 | 8. 33 |
| 12 | Ë | 20. 75 | 17. 55 | 24. 48 | 17. 28 | 29. 20 | 42. 22 | 23. 68 | 43, 48 | 12.50 | | 21. 62 | 21. 76 |
| 13 | M | 9. 29 | 6. 53 | 17. 01 | | 2. 19 | | | 8. 70 | | | 26, 49 | 9. 73 |
| 14 | N | 8. 22 | 12. 65 | 4. 56 | 35. 80 | 9. 49 | | 44, 74 | | | | 4. 32 | 10. 34 |
| 15 | 0 | 8. 22 | 6. 53 | 2. 49 | 8. 02 | 2. 92 | 11, 11 | | | 25.00 | | 1. 08 | 6. 41 |
| 16 | P | 1. 41 | 13. 06 | 2. 90 | 3. 09 | 16. 79 | | 5. 26 | | | | | 3. 75 |
| 17 | Q | | | 2.00 | 0.00 | | | 0.20 | | | | 0. 54 | 0.04 |
| 18 | Ř | | | | | | | | | | | | 0.00 |
| | 総計 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 |

表 2 愛知県三河地方の保育所・幼稚園等における国籍別外国人児童の市町村別の割合

表3 愛知県三河地方の保育所・幼稚園等における市町村別の外国人児童総数に対する国籍別外国人児童の割合

| | 市町村 | ブラジル | フィリピン | 中国 | ベトナム | ペルー | ネパール | インドネシア | 韓国 | パラグアイ | バングラデシュ | その他 | 総計 |
|------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|---------|--------|--------|
| 1 | Α | | | | | | | | | | | | 100.00 |
| 2 | В | 25. 60 | 19. 20 | 19. 20 | 14. 40 | 0.80 | 3. 20 | 2. 40 | 2. 40 | | | 12.80 | 100.00 |
| 3 | | | | | | | | | | | | | 100.00 |
| 4 | | 65. 19 | 4. 43 | 7. 59 | 3. 16 | 10. 13 | 3.80 | 1. 90 | 1. 90 | 0.63 | 1. 27 | | 100.00 |
| 5 | | 85. 71 | 4. 76 | 4. 76 | | | 4. 76 | | | | | | 100.00 |
| 6 | | 16. 00 | 24. 00 | 52.00 | | | | | | | | | 100.00 |
| 7 | G | 38. 89 | 27. 78 | 11. 11 | 5. 56 | 5. 56 | 11. 11 | | | | | 0.00 | 100.00 |
| 8 | | 57. 76 | 11. 21 | 6. 90 | 18. 10 | 0.86 | 2. 59 | 0.86 | | | | 1. 72 | 100.00 |
| ç | | 70. 35 | 5. 36 | 9.46 | 0. 95 | 6. 62 | 0. 95 | 0. 95 | 1. 26 | 0.63 | | 3. 47 | 100.00 |
| 10 | | 62. 79 | 8. 53 | 2. 33 | 7. 75 | 6. 20 | 1. 55 | | 0. 78 | 1. 55 | | 8. 53 | 100.00 |
| - 11 | | 48. 69 | 12. 04 | 12. 57 | | 3. 14 | | | | | | 23. 56 | 100.00 |
| 12 | | 50. 10 | 8. 62 | 11.82 | 5. 61 | 8. 02 | 3. 81 | 1.80 | 2. 00 | 0. 20 | | 8. 02 | 100.00 |
| 13 | | 50. 22 | 7. 17 | 18.39 | | 1. 35 | | | 0. 90 | | | 21.97 | 100.00 |
| 14 | | 41. 77 | 13. 08 | 4. 64 | 24. 47 | 5. 49 | | 7. 17 | | | | 3. 38 | 100.00 |
| 15 | | 67. 35 | 10. 88 | 4. 08 | 8. 84 | 2. 72 | 3.40 | | | 1.36 | | 1.36 | 100.00 |
| 16 | | 19. 77 | 37. 21 | 8. 14 | 5. 81 | 26. 74 | | 2. 33 | | | | | 100.00 |
| 17 | | | | | | | | | | | | 100.00 | 100.00 |
| 18 | R | | | | | | | | | | | | 100.00 |

3. ブラジル人児童の保育や教育の問題について

小内(2009) %は、ブラジル人児童たちがいかに不 安定な状況の中で生活していたかという問題を露呈 させ、保護者の雇用や経済の問題は、親が考える子ど もへの期待や将来計画、さらに子ども自身の希望に関 係なく保育や教育を受ける権利を奪っているといっ ても過言ではないだろうと指摘している。ブラジル人 児童の保育や教育の問題を論じる時、どのような保育 が望ましいのかということと並行して、子どもにとっ て必要な保育が受けられる権利が保障されることは 急務な課題だと指摘している。ところが国籍法の改正 などの変化にもかかわらず、日本は、外国人が、尊厳 をもった市民として、この国で自由に人生を切り開い ていくための道筋を、いまだに示していない(ななこ ろびやおき、2005)²⁰⁾。2017年3月31日に公示され た幼稚園教育要領21)、同年4月の特別支援学校幼稚部 教育要領20の「総則」には、日本語の習得に困難のあ る児童生徒に対する日本語指導が加えられた。田尻 (2017) 23)によると、これはマスコミなどでは全く触 れられていないが大変画期的なことで、現場で積極 的に日本語指導が取り組まれるようになることが期 待できるとしている。また、石井 (2017)²⁴⁾は、日本 の公教育に外国人の子どもたちを受け入れ、学力を 伸ばしていくには、外国人の子どもたちが日本語で の学習に参加できる力を育てなければならないとし ており、学び方は認知力の発達と密接に関係すると している。欧米の移民現象に照らすと、たとえば2年 とか3年という期限を頭に描いてのデカセギで、子 どもを伴うことは、リスクが大きい。言語習得、学 校教育、アイデンティティ、何をとっても中途半端 になる恐れがあるからである。しかし、来日以来5年 とか7年経っても帰国はせず、依然としてデカセギ 型のライフスタイルを維持しているものは多かった。 我が国の「デカセギ」を含む旧態依然とした排他主 義的外国人施策を原因として生じる外国人児童問題 については看過できないものがある。また、このこ とが子どもの生育の条件、環境におよぼす影響は小 さくない(宮島、2014)²⁵⁾。両親の日本語のつたなさ、 日本社会とのつき合いの希薄さ、転職の多さ、人生 のみとおしの不確かさは、子どもの教育にも影響 する (ななころびやおき、2005)²⁶⁾。石井 (2017) 27)は重ねて文化的差異への配慮も指摘しており、就 学前の幼児期において外国人児童をどのように対応 していくかということについては国としての総合的 な施策と支援が求められる(中川、2017)²⁸⁾。

4. 総合考察

日本政府は、外国人労働者受け入れ拡大を目指す ために出入国管理法を改正しており、今後、在留外 国人数は飛躍的に増加することが見込まれている。 就学前に日本の認可保育所や幼稚園に入園させるの か、それともブラジル人託児所に入所させるのか、 またその後の就学についても様々な問題をはらんで いる。外国人の子どもの教育問題を解決するために は、就学前のサポートも重要で、今後質的な検討も 行なっていきたい。

引用文献

- 1)土屋千尋編著 (2005),『つたえあう日本語教育実習 -外国人集住地域でのこころみ-』,明石書店,p.13
- 2)小内透 (2009), 『講座 トランスナショナルな移動 と定住 第2巻 -定住化する在日ブラジル人と地 域社会- 在日ブラジル人の教育と保育の変容』, 御茶の水書房, p.3
- 3)月刊『イオ』編集部 (2006),『日本の中の外国人学 校』,明石書店,p.3
- 4)小内透 (2003), 『在日ブラジル人の教育と保育』, 明石書店, pp.216-228
- 5)小内透 (2009), 『講座 トランスナショナルな移動 と定住 第2巻 -定住化する在日ブラジル人と地 域社会- 在日ブラジル人の教育と保育の変容』, 御茶の水書房, p.67
- 6)田尻英三 (2017),「外国人労働者受け入れ施策と日本語教育」,田尻英三編『外国人労働者受け入れと日本語教育』,ひつじ書房,pp.36-37
- 7)小内透 (2009), 『講座 トランスナショナルな移動 と定住 第2巻 -定住化する在日ブラジル人と地 域社会- 在日ブラジル人の教育と保育の変容』, 御茶の水書房, p.97
- 8)小内透 (2009), 『講座 トランスナショナルな移動 と定住 第2巻 -定住化する在日ブラジル人と地 域社会- 在日ブラジル人の教育と保育の変容』, 御茶の水書房, p.72
- 9)小内透 (2009),『講座 トランスナショナルな移動 と定住 第2巻 -定住化する在日ブラジル人と地 域社会- 在日ブラジル人の教育と保育の変容』, 御茶の水書房, p.98
- 10)田尻英三 (2017),「外国人労働者受け入れ施策と 日本語教育」,田尻英三編『外国人労働者受け入れ と日本語教育』,ひつじ書房,pp.56-57
- 11)小島祥美(2016)、『外国人の就学と不就学-社会で

「見えない」子どもたち-』,大阪大学出版会, p.26,p80

- 12)ななころびやおき (2005),『ブエノス・ディアス、 ニッポン-外国人が生きる「もうひとつのニッポ ン」』, ラティーナ, p.145
- 13)小島祥美 (2016),『外国人の就学と不就学-社会で「見えない」子どもたち-』, 大阪大学出版会, p.15
- 14)小島祥美 (2016), 『外国人の就学と不就学-社会で「見えない」子どもたち-』, 大阪大学出版会, p.65
- 15)小島祥美 (2016),『外国人の就学と不就学-社会で「見えない」子どもたち-』, 大阪大学出版会, p.67
- 16)小島祥美 (2016),『外国人の就学と不就学-社会で「見えない」子どもたち-』,大阪大学出版会,pp.120-122
- 17)小島祥美 (2016),『外国人の就学と不就学-社会で「見えない」子どもたち-』,大阪大学出版会,pp.130-131
- 18)小島祥美 (2016),『外国人の就学と不就学-社会で「見えない」子どもたち-』,大阪大学出版会,pp.142-143
- 19)小島祥美 (2016),『外国人の就学と不就学-社会で「見えない」子どもたち-』, 大阪大学出版会, pp.144-145
- 20)ななころびやおき (2005), 『ブエノス・ディアス、 ニッポン-外国人が生きる「もうひとつのニッポ ン」』, ラティーナ, p.8
- 21) 文部科学省(2017)幼稚園教育要領.
- 22)文部科学省(2017)特別支援学校幼稚部教育要領.
- 23)田尻英三(2017),「外国人労働者受け入れ施策と 日本語教育」,田尻英三編『外国人労働者受け入れ と日本語教育』,ひつじ書房,p.75
- 24)石井恵理子(2017)「子どもの日本語教育-人権としてのことばの教育-」田尻英三編『外国人労働者受け入れと日本語教育』, ひつじ書房, p.184
- 25)宮島喬 (2014),『外国人の子どもの教育-就学の現 状と教育を受ける権利-』,東京大学出版会,pp.174 -175
- 26)ななころびやおき (2005),『ブエノス・ディアス、 ニッポン-外国人が生きる「もうひとつのニッポ ン」』, ラティーナ, p.147
- 27)石井恵理子(2017)「子どもの日本語教育-人権としてのことばの教育-」田尻英三編『外国人労働者受け入れと日本語教育』, ひつじ書房, p.186
- 28)中川正春 (2017)「日本語教育推進基本法」を考え る田尻英三編『外国人労働者受け入れと日本語教

育』, ひつじ書房, p.5

付記

本研究は JSPS 科研費挑戦的研究 (萌芽) JP19K21795 の助成を受けたものである。また、特定団体との利益相反 (Conflict of Interest: COI) はない。

研究の分担については、構想、デザイン、計画、立 案は共同担当、調査の実施、回収、入力、分析は白垣 が担当し、解釈は共同担当した。本稿は、1章、2章 を白垣が担当し、3章は共同担当した。

令和元年 11 月 12 日

保育園・幼稚園・こども園・小規模保育施設担当者各位

岡崎女子大学子ども教育学部准教授

白垣 潤

外国人児童数に関する調査へのご協力のお願い

拝啓

紅葉の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、科学研究費助成事業の助成を受け、「特別支援教育が必要な在日ブラジル人・ペルー人の実態とアセスメントに関する研究」(挑戦的研究(萌芽)(19 K21795)を実施させていただきます(詳細は別紙参照)。

つきましては、別紙資料の通り、実態に関する情報の開示をお願いしたく、大変ご 多忙のところ恐縮ではございますが、趣旨をご理解の上、ご協力賜りますよう何卒よ ろしくお願い申し上げます。

なお、ご不明な点や今後の研究の方向性に関するアイデア等ございましたらお気軽 にご連絡いただけると幸いです。

さいごになりましたが、皆様のご健勝をお祈り申し上げます。

敬具

記

同封資料

- ・お願い (この用紙)
- ・研究の概要
- 行政文書開示請求書
- •回答用紙例
- 返信用封筒

以上

<問い合わせ先> 〒444-0015 岡崎市中町 1-8-4 岡崎女子大学子ども教育学部 准教授 白 垣 潤

電話:0564-22-1295 (代表)

e-mail: junshira@okazaki-u.ac.jp

科研費

単 本研究は JSPS 科研費 JP19K21795 の助成を受けたものです。

資料1 依頼書

行政文書開示請求書

| 会和元年 11 | \Box | 10 | |
|---------|--------|----|--|
| | | | |

| | (** り が な) 氏名又は名称 *法人その他の団体にあってはその名称及び(| 代表者氏名を記載: |
|---|---------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| | おかざきじょしだいがくこ きょういくがくぶじゅんきょうじゅ しら が 岡崎女子大学子ども教育学部准教授 白 垣 | |
| | (き り が な) 住所又は居所 *法人その他の団体にあっては主たる事務所の | 所在地等を記載: |
| | <u>〒 444-0015 岡崎市中町1-8-4 TEL0564(22)</u> | 1295(代表)_ |
| | junshira@okazak | i-u. ac. jp |
| | 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年法律第 42 号)の づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。 記 | 第4条第1項の規定に基 |
| 1 | 1 請求する行政文書の名称等 | |
| | (※請求する行政文書が特定できるよう、文書の名称や求める文書の内容等をできるだけ具体的 | 」に御記入ください。) |
| | 保育園・認定こども園・幼稚園・小規模保育施設における在籍者数、外国 ば国籍別)(添付の回答用紙例を参考にしてください) | 人児童・生徒数(わかれ |
| 2 | 2 求める開示の実施の方法(※本項目の記入は任意です。請求時に開示実施方法を指定 *ア又はイに〇印を付し、アを選択した場合は、実施方法、実施希望日も記載 | 宇する場合に御記入ください。) |
| | 写しの送付を希望する。 (上記の要件が満たされていれば、どのような文書でも結構です) | |
| | (※以下の欄は事務処理上使用するので記入しないでください。) | |
| | 所管課 | |
| | 備考 | |
| | · | |

資料 2 行政文書開示請求書

回答用紙例

| 19 /H IZ Id | 中류밖으 | 小学校区 | 園名 | 種別 | 八年 | 全在籍児童数 | | | | | | 外国籍児童数 | 【 パングラデシュ | | | | |
|-------------|------|------|----|--------------------------|----|--------|----|----|--------|------|-------|--------|--------------|-------|------|-----|----|
| 使供区域 | 中子权区 | 小子权区 | | | | | 韓国 | 中国 | インドネシア | ネパール | フィリピン | ベトナム | バングラデシュ | パラグアイ | ブラジル | ペルー | 総計 |
| | | | | 保育所 | 公立 | 90 | | | | | | | | | | | 0 |
| | | | | 認定こども園 | | 140 | | 2 | | | | | | | 2 | | 4 |
| | | | | 認定こども園 幼稚園 小規模保育事業 | 私立 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 小規模保育事業 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | ļ | | | ļ | | |
| | | | | | | | | | | | | ļ | | | ļ | | |
| | | | | | | | | | | | | ļ | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | ļ | | | ļ | | |
| | | | | | | | | | | | | ļ | | | ļ | | |
| | | | | | | | | | | | | ļ | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | ļ | | | ļ | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | ļ | | | ļ | | |
| | | | | | | | | | | | | ļ | | | ļ | | |
| | | | | | | | | | | | | ļ | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | ļ | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | ļ | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

資料3 回答用紙